

生活衛生融資申込みの基本的な提出書類

令和 3 年度

		一般貸付		振興事業貸付		備考
		設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	
条 件		組合未加入の方		組合加入者		注:様式改正(押印欄削除) 令和3年4月1日施行
書類の提出先		指導センター		組合事務局		
1	借入申込書	○	運転資金 はありません。	○	○	
2	情報の利用に関する同意書	○		○	○	公庫と推薦団体(生衛組合・指導センター)との間における情報交換等
3	創業計画書	○		○	○	新規開業の場合
4	企業概要書	○		○	○	上記以外の方で初めて申込の場合
5	推せん書交付願 (申込金額が500万円を超える場合)	○		/	/	お店の管轄保健所で、先に担当者の審査印を受けてください。
6	振興事業に係る資金証明書	/		○	○	組合において証明を行うものです。
7	振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書(写) 生産性向上に係る事業計画書(裏面)(写)	/		○	○	組合において事業計画等の確認を受けた場合 「生産性向上ガイドライン・マニュアルに基づく取組み」有りの場合
8	標準営業約款登録業者であることの証明書交付願	/		/	○	「Sマーク」登録店の場合
9	見積書・契約書 関係図面(平面図)	○		○	/	
10	履歴事項全部証明書 又は登記簿謄本	○		○	○	法人の場合のみ
11	決算書又は確定申告決算書 (最近2期分)	○		○	○	新規開業の場合、不要 法人の場合、決算後6ヶ月以上経過している場合は試算表
12	営業許可(届出)書(写) 等	○		○	○	
無担保・無保証人の融資を利用する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額・返済期間が異なります。 ・一定の利率が加算されます。 ・新創業融資制度をご利用の場合は、1/10以上の自己資金が必要です。 				

- この他に、組合加入者に限り、無担保・無保証人の融資「生活衛生改善貸付(衛経)」があります。
 (要件) 組合の組合員歴が1年以上で、かつ組合の業種の営業を営んでいる方
 組合の経営特別相談員の調査と理事長推薦が必要となります。(詳しくは、組合事務局へお尋ねください。)

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

(公財) 岐阜県生活衛生営業指導センター

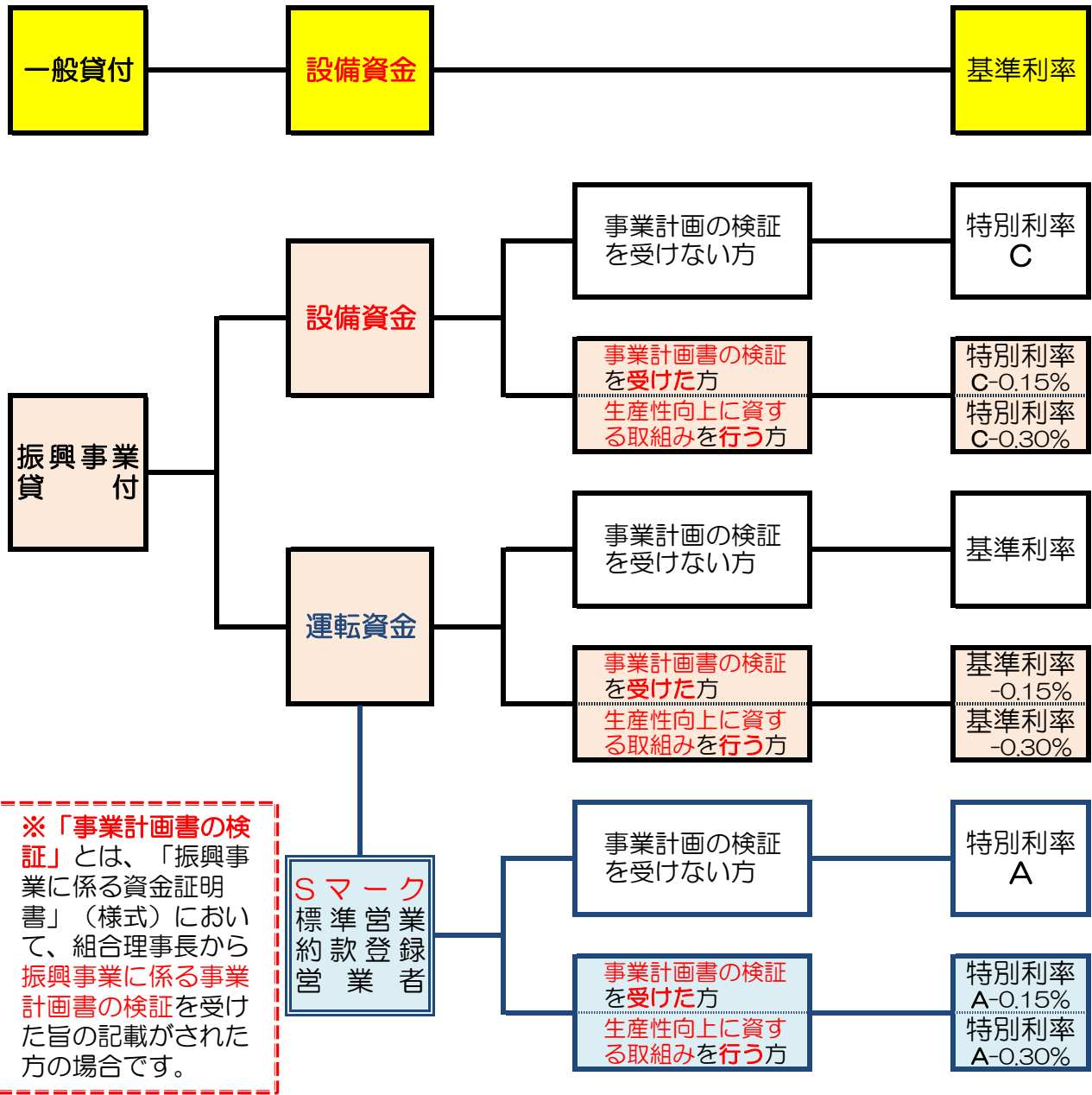
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F
 TEL: 058-216-3670 FAX: 058-274-8011



生活衛生融資の貸付利率の適用一覧

令和3年度

※担保を提供される場合と保証人を提供される場合とでは、金利が異なります。



※「事業計画書の検証」とは、「振興事業に係る資金証明書」(様式)において、組合理事長から振興事業に係る事業計画書の検証を受けた旨の記載がされた方の場合です。

無担保・無保証人の貸付	
①無担保・無保証人融資	基準金利の場合 2.06%~
②新創業融資制度	基準金利の場合 2.41%~
③生活衛生改善貸付	特別利率 F 1.21%

(注)利率は令和3年7月1日現在のものです。